

28 監査報告第9号
平成28年11月30日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 酒 井 伸 二
同 石 井 茂 隆

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施した
ので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

第 1 監査の対象

こども未来局、都市局、花見川区役所、美浜区役所

第 2 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

第 3 監査の期間

平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 11 月 24 日まで

第 4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、徴収関係書、支出負担行為伺書、支出命令書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 法令等に基づき適正な監督及び検査を実施し、契約の適正な履行が確保されているか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

- ・ 公有財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(1) 収入事務

ア 使用料の減免の決定を適正に行うべきもの（都市局）

青葉の森スポーツプラザ管理条例第6条第1項によると、青葉の森スポーツプラザを使用しようとする者は、規定の料金（使用料）を納付しなければならないとされており、また、同条第2項によると、市長は、特に必要があると認めるときは、当該使用料を減額し、又は免除することができることとされている。

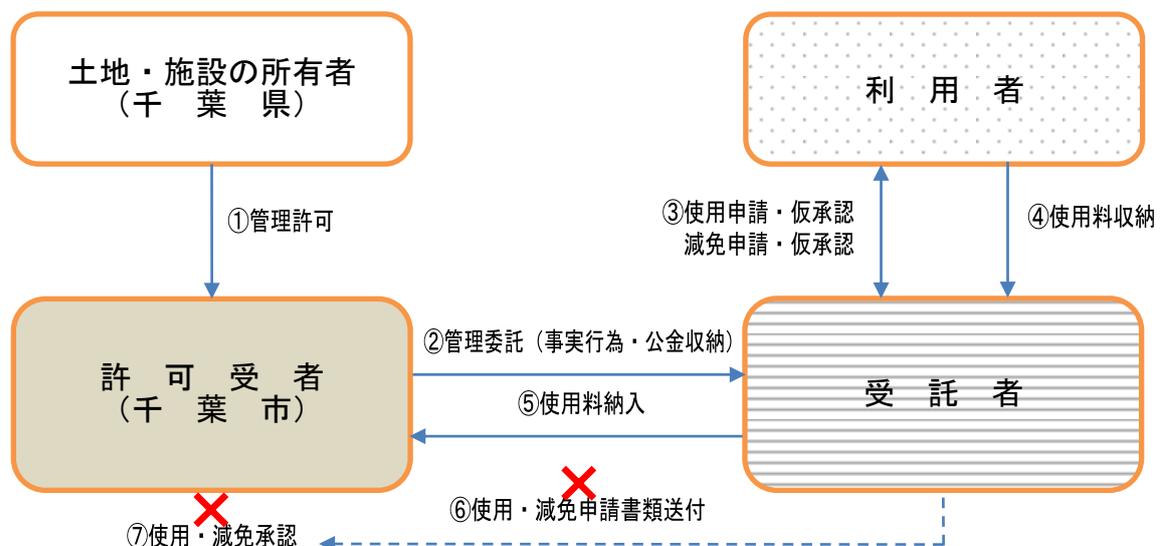
しかしながら、青葉の森スポーツプラザにおいては、地方自治法施行令第158条に基づき使用料の収入事務を私人に委託しているが、当該委託において、本来市長が行うべき処分である使用料の減免の決定を収入事務受託者限りで行わせている状況が見受けられた。

使用料の減免の決定は、市長の権限に属する事務であり、その行為の責任は市長に帰属するものであることから、その適否について定期的に専決権者の事後承認を受けるなど、適正に行われたい。

(参考)

1 青葉の森スポーツプラザの管理・運営について

県立青葉の森公園内のスポーツプラザ（陸上競技場、野球場、庭球場及び弓道場）は、県より都市公園法に基づく管理許可を受け、市が管理・運営している。



※ スポーツプラザ以外の公園センターや駐車場等については、県が指定管理者制度を導入している。

2 平成27年度減免状況

(1) 減免人数 (件数)

- ・個人利用者 1,981人
- ・団体利用者 732件

(2) 減免額合計 1,864,790円

イ 光熱水費の実費徴収を適正に行うべきもの (都市局)

計量法第16条によると、電力量計等の特定計量器で検定証印等が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したものは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならないとされている。

しかしながら、公園施設の管理許可に伴い、許可を受けた者が負担すべき光熱水費の算定に用いる一部の特定計量器 (以下「子メーター」という。) については、検定証印等に表示された有効期間を経過しているにもかかわらず、引き続き取引又は証明上の計量に使用している状況が見受けられた。

光熱水費の実費徴収については、施設ごとの使用量の実態等に応じ、実費徴収額の算定方法を再検討した上で、引き続き子メーターを使用する必要がある場合は、台帳を作成して有効期間を継続的に管理するなど、適正に行われたい。

(参考)

1 主な事例

公園又は公園施設の名称	管理許可施設	メーター種類	台数	有効期限
花の美術館	売店	電気メーター	2	平成17年 5月
	レストラン	電気メーター	3	平成24年 3月
		水道メーター	1	平成27年 3月
千葉公園	飲食店等	電気メーター	2	平成25年 8月
動物公園	科学館喫茶	水道メーター	1	平成25年 7月
	詰所 (動力)	電気メーター	1	平成27年 8月

2 子メーター管理台帳作成例 (地方公共団体のホームページを参考に作成)

No.	場 所	光熱水費種類	メーター情報		
			設置場所	計器番号	有効期限
1	○○○○○○	電気	○階電気室内	1 1 1 1	H○○. ○○
2	△△△△△△	ガス	△階空調室内	2 2 2 2	H△△. △△
3	××××××	水道	×階機械室内	3 3 3 3	H××. ××

(2) 契約事務

ア 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（こども未来局）

地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。

しかしながら、子どもたちの森公園プレーパーク運営業務委託については、仕様書において運営補助員1名を週2日配置すると定められているにもかかわらず、運営補助員の配置を確認していなかった。

請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。

イ 長期継続契約を適正に行うべきもの（こども未来局）

地方自治法第234条の3によると、普通地方公共団体は、長期継続契約として、予算で債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり不動産を借りる契約等を締結することができることされており、この場合においては、各年度における経費の予算の範囲内でその給付を受けなければならないとされている。

また、一般的に建物を賃借し、毎年定期に定額の賃借料を支払う場合において、契約に基づく賃借料全額を支払うことを条件に、建物の所有権が無償で譲渡されるという内容の建物賃貸借契約を締結するときは、建物の無償譲渡を受けるため、賃借料を支払うことが義務付けられることから、長期継続契約として取り扱うべきではないとされている。

しかしながら、子どもルーム賃貸借契約については、契約により、契約期間終了時に、建物を市へ無償譲渡することを条件としているにもかかわらず、長期継続契約として契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、適正に行われたい。

ウ 物品の調達事務を適正に行うべきもの（都市局）

契約規則第22条によると、契約に当たっては、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品調達の契約事務は、調達主管課長（市長事務部局にあっては契約課長）が行わなければならないとされているが、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な附属書類を添えて契約課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、市営住宅使用料及び駐車場使用料納入通知書の調達については、10万円未満に分割して、短期間に同一業者から複数回調達しているが、契約金額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価される。

物品の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。

(参考) 確認された事例

物品名 市営住宅使用料及び駐車場使用料納入通知書 (印刷製本費)

支出負担行為日	納品日	税抜単価	数量	契約金額 (税込)
H28. 2. 12	H28. 2. 19	15 円	4,000 部	64,800 円
H28. 2. 19	H28. 2. 26	14 円	6,000 部	90,720 円
H28. 3. 25	H28. 3. 31	14 円	6,000 部	90,720 円
合 計			16,000 部	246,240 円

エ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの (都市局)

地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約等を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。

また、公園緑地維持標準仕様書によると、受注者は、施行全般にわたって、「作業記録写真撮影基準」に基づき作業記録写真を撮影し、施行完了の際に作業写真帳として提出することとされている。

しかしながら、当該仕様書を適用し業務を委託した、中心市街地外花壇維持管理業務委託及び通町公園外花壇維持管理業務委託については、一部の作業記録写真に他の作業日に係る記録写真の流用が見受けられるなど、作業写真帳に不備があるにもかかわらず、契約どおりの履行が確認できたものとして、検査を完了していた。

請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。

(3) 財産管理事務

ア 重要物品の管理を適正に行うべきもの (都市局)

物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。

また、「備品の確認について」(平成27年11月26日付け会計室長、区役所会計室長依頼)によると、備品を取得した場合は、備品購入費のほか、支出科目が委託料、工事請負費等であっても備品登録を行うこととされている。

しかしながら、重要物品の管理について、次の事例が見受けられた。

(ア) JR海浜幕張駅前広場に設置されていた大型トピアリーについては、既に解体撤去されているにもかかわらず、備品明細一覧表に記録されていた。

(イ) 製作委託により取得した着ぐるみ(風太君)については、備品登録を行っておらず、備品明細一覧表に記録されていなかった。

重要物品については、備品明細一覧表の記録に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則等に基づく管理を適正に行われたい。

(参考)

1 照合確認未実施の重要物品 (大型トピアリー)

取得年月日	数量	取得金額	撤去年月日
H16. 3. 31	1 基	8,699,000円	H27. 3. 25

2 未登録の重要物品 (着ぐるみ (風太君))

取得年月日	数量	取得金額
H26. 11. 5	1 体	896,400円
H28. 3. 31	1 体	650,000円

イ 公有財産の処分に伴う通知を適正に行うべきもの (都市局)

公有財産規則第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を処分したときは、公有財産台帳副本を整理するとともに、公有財産取得(異動)通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。

しかしながら、稲毛海浜公園のサイクリングセンター並びに同センターに隣接する便所及び更衣室については、稲毛海浜公園検見川地区活性化施設の整備において事業者解体撤去させていたが、サイクリングセンターの解体撤去については、管財課長に通知し公有財産台帳から削除していたものの、便所及び更衣室については通知していないため、引き続き公有財産台帳に記載されている状況となっていた。

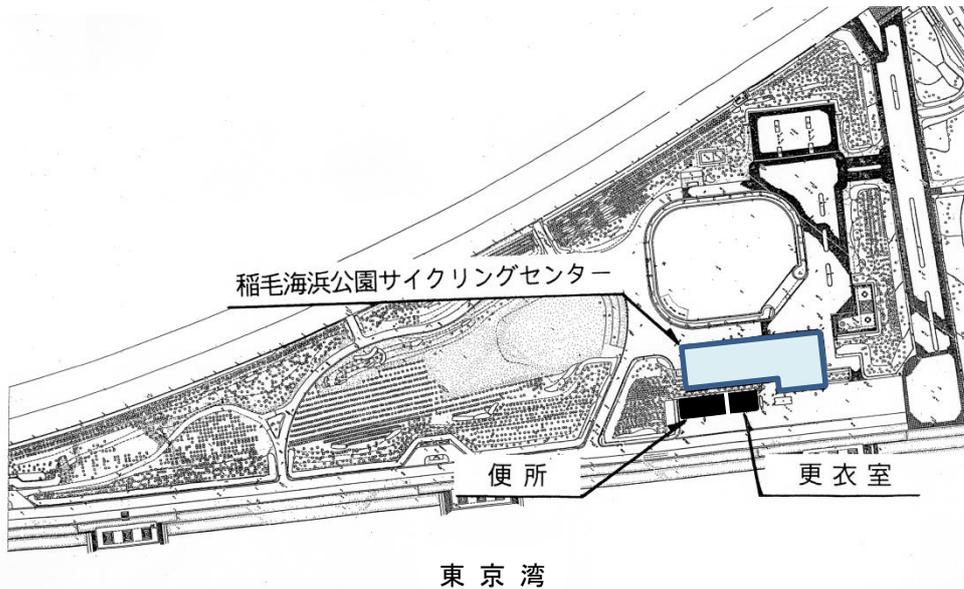
公有財産の処分に当たっては、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則に基づく通知を適正に行われたい。

(参考)

1 未通知の公有財産 (建物) について

施設名称	床面積	階層	建築年月	解体年月	通知
サイクリングセンター	893.00m ²	平屋建	S63.3	H27.4	○
サイクリングセンター便所	55.44m ²	平屋建	S63.3	H27.4	×
サイクリングセンター更衣室	37.44m ²	平屋建	S63.3	H27.4	×

2 対象施設の配置図



ウ 動産の管理の現況と公有財産台帳との符合状況を適正に確認すべきもの（都市局）

地方自治法第238条によると、公有財産のうち動産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機等をいうとされている。

また、公有財産規則第15条によると、公有財産の管理については、常に現況と公有財産台帳等との符合状況等に留意しなければならないとされている。

しかしながら、稲毛ヨットハーバーに設置されている浮標及び浮棧橋については、市の所有に属するものであるにもかかわらず、これまで地方自治法上の動産として認識されていなかったため、その管理の現況と公有財産台帳とが符合していなかった。

動産については、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、その管理の現況と公有財産台帳との符合状況を適正に確認されたい。

（参考）対象の公有財産（動産）について

名 称	数 量	設 置 年
浮 標	6 基	昭和57年
浮 棧 橋	4 基	昭和57年

※ 浮棧橋は、21隻の部材で構成されている。

エ 都市公園の占用許可を適正に行うべきもの（都市局）

都市公園法第6条第1項によると、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」とされている。

また、同条第2項によると、当該許可を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならないとされている。

しかしながら、市が管理する都市公園を抽出して確認したところ、一部の都市公園においては、電柱、電話柱、支線柱、支線、支柱及び公衆電話所の設置のため、都市公園を占用させているにもかかわらず、相手方から申請書を提出させていなかった。

都市公園の占用許可については、適正に行われたい。

(参考) 確認された未許可物件の状況

(単位：件)

事業所名	電 柱	電話柱	支線柱	支 線	支 柱	公衆電話所
中央・稲毛	6	0	0	12	0	0
花 見 川	2	1	1	5	0	0
若 葉	7	0	2	12	1	0
緑	2	4	0	10	0	1
美 浜	5	0	4	19	0	1
計	22	5	7	58	1	2

※ 占用者に対しては事実確認中。

オ 金券類の保管を適正に行うべきもの（花見川区役所）

物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は、出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、消耗品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

また、「消耗品出納簿の記載について」（平成16年4月1日付け会計室長通知）によると、切手、印紙、プリペイドカードなどの金券類及び薬品、油類等の危険物については、消耗品出納簿への記載を省略せず、特に適正な管理に努めることとされている。

しかしながら、地域振興課においては、用途が不明なテレホンカード、図書カードなどの金券類を保管しているが、これらに係る消耗品出納簿が備えられていなかった。

金券類の保管については、適正に行われたい。

カ 郵券の管理を適正に行うべきもの（花見川区役所）

「郵券の適正管理について」（平成24年3月29日付け会計管理者通知）によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。

しかしながら、保険年金課においては、郵券の管理に当たり、定められた消耗品出納簿による取扱いが適正に行われておらず、通知に基づく物品取扱員等による在庫確認も行われていないものが見受けられた。

郵券の管理については、適正に行われたい。

(4) その他

ア 個人情報補助金の審査に必要な範囲で収集すべきもの（都市局）

個人情報保護条例第7条第1項によると、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないとされている。

しかしながら、耐震診断費補助金の審査事務では、個人情報確認同意書を提出した申請者について、確認する必要のない申請者の所得証明書を収集していた。

個人情報については、補助金の審査に必要な範囲で収集されたい。

(参考) 木造住宅の耐震化関係補助金について

区 分		耐震診断費補助金	耐震改修費補助金 (設計費補助を除く)
補 助 対 象 者		① 市民 ② 住宅を所有し、居住する者 ③ 市税（市民税、固定資産税及び都市計画税）に滞納がない者	
所得区分の設定※		なし	あり
主 な 確 認 事 項	住 所	住 民 票	住 民 票
	住宅の所有権	登記事項証明書	登記事項証明書
	市税滞納の有無	納 税 証 明 書	納 税 証 明 書
	総 所 得 金 額	—	所 得 証 明 書

※ 耐震改修費補助金（設計費補助を除く）については、申請者の直近の総所得金額に応じて、補助率及び補助金の限度額を設定しているが、耐震診断費補助金については、そのような設定がない。

イ 公印の押印手続きを適正に行うべきもの（都市局）

公印規則第10条第2項によると、「公印保管者が保管する公印を使用したときは、当該決裁済文書の所定欄にその旨を明示するとともに、公印使用簿に所定の事項を記載しなければならない。」とされている。

しかしながら、動物公園においては、支出負担行為に伴い公印を使用していたにもかかわらず、公印使用簿への記載がされていなかった。また、一部の決裁済文書の公印使用欄には、公印使用の明示がされていなかった。

公印は、押印文書が市の意思により発せられたものであり、かつ真正なものであることを認証するものであることから、公印の押印手続きを適正に行われたい。

ウ 産業廃棄物管理票に関する報告を適正に行うべきもの（都市局）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項によると、産業廃棄物管理票を交付した事業者は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならないとされている。

また、同法施行規則第8条の27によると、産業廃棄物管理票に関する報告書は、

産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（事業場の所在地が政令市にあっては、政令市の長）に提出するものとするとしている。

しかしながら、動物公園は、産業廃棄物を排出する事業場であるにもかかわらず、産業廃棄物管理票に関する報告書を市長に提出していなかった。

産業廃棄物管理票に関する報告については、適正に行われたい。

2 意見

(1) 収入事務

ア 公園等に放置された引取りのない自転車等の処分費用の削減等が適切に図られているもの（都市局）

自転車等の放置防止に関する条例第15条によると、市長は、道路、緑地帯、公園等の公共の場所に放置された自転車等について、所定の措置等を講じたにもかかわらず引取りのないものについては、その保管に不相当な費用を要する場合は、当該自転車等を売却することができるとしている。

公園緑地部では、土木部と連携し、公園等に放置された自転車等の売却に取り組んでいる。自転車等を廃棄物として処理した場合には、相当額の費用が発生するところ、これを売却することにより、経費の削減となるだけでなく、歳入の確保にも寄与するものであり、他部局の参考事例となるものとして評価できるものである。

土木部では、既に区役所や下水道関係部署とも連携を図っているとのことであるが、今後、この取り組みが関係所管において一層広く実施されることを要望する。

(2) 財産管理事務

ア 各種証明書の郵送請求における定額小為替証書の取扱いについて検討すべきもの（花見川区役所、美浜区役所）

住民票の写し等の各種証明書の郵送請求に係る手数料においては、定額小為替証書によりこれを徴収している。

しかしながら、請求者の送付した定額小為替証書の額と手数料額とに差額が生じた場合の差額の返還方法について、統一的な取扱方法が定められておらず、消耗品出納簿に記載のない定額小為替証書をもってこの差額の返還に当てている事例が見受けられた。

こうした差額の返還については、他市の事例を調査するなどにより、必要な事務の見直しを図られたい。